

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年8月4日
事業者の氏名又は名称	有限会社城南タクシー(法人番号4480002002265)(代表者 近藤洋祐)
事業者の所在地	徳島県徳島市秋田町3丁目29-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市秋田町3丁目29-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(31日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和2年1月9日及び同年2月7日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(3)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(4)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(5)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(6)要件を満たさない者が運行管理者の業務の補助者として点呼を行っていたこと(運輸規則第47条の9第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。